

キャリアアップ助成金 ～昨年度からの変更点～

「キャリアアップ助成金」は、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員転換、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成金を支給する制度です。正社員化コース、賃金規定等改定コースの昨年度からの変更点は下記の通りです。

正社員化コース 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換等した場合に助成されます。

現行

有期 → 正規 80万円 (60万円)
無期 → 正規 40万円 (30万円)
※ () 内の金額は大企業の助成額となります。

【加算措置/加算額】

- 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合 28.5万円
- 母子家庭の母等又は父子家庭の父 9.5万円 (有期→正規の場合)
- 人材開発支援助成金の特定の訓練終了後に正社員転換 9.5万円 (一部11万円) (有期→正規の場合) 等

改正後

【重点対象者】
有期 → 正規 80万円 (60万円)
無期 → 正規 40万円 (30万円)
※ () 内の金額は大企業の助成額となります。

【重点対象者以外】
有期 → 正規 1回のみ 40万円 (30万円)
無期 → 正規 1回のみ 20万円 (15万円)

「重点支援対象者」とは
a. 雇入れから3年以上の有期雇用労働者
b. 雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者
① 過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下
② 過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない
c. 派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者
※ 雇用された期間が通算5年を超える有期雇用労働者については無期雇用労働者とみなします。

賃金規定等改定コース 有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、適用させた場合に助成されます。

現行

3%以上5%未満 5万円 (3.3万円)	5%以上 6.5万円 (4.3万円)
-------------------------	-----------------------

() は大企業の助成額

改正後

3%以上 4%未満	4%以上 5%未満	5%以上 6%未満	6%以上
4万円 (2.6万円)	5万円 (3.3万円)	6.5万円 (4.3万円)	7万円 (4.6万円)

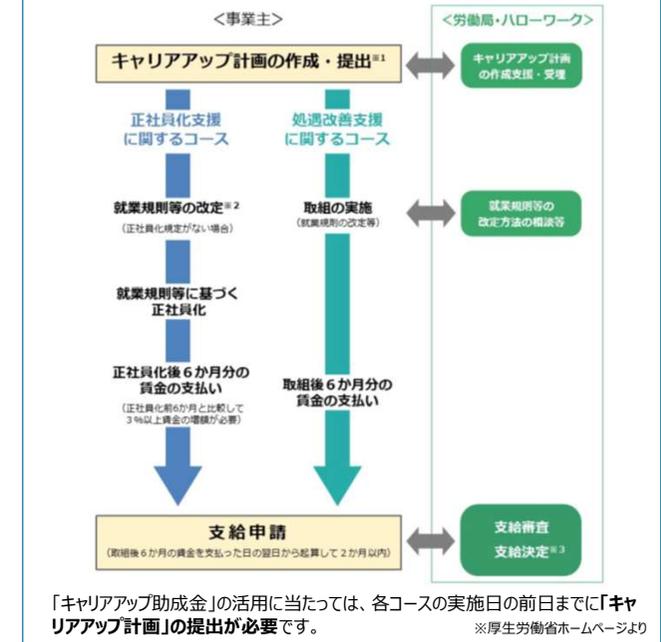
加算措置の新設

有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合、1事業所当たり1回のみ**20万円 (15万円)**を加算します。

() は大企業の助成額

助成金は、雇用機会の増大その他雇用の安定等、**一定の要件を満たした事業主に対して、必要な助成を行う制度**です。助成金を通じて、労働条件、帳簿などを一緒に整備していきましょう。申請を検討している場合は、お気軽にご相談ください！

キャリアアップ助成金の申請までの流れ



編集後記

ゴールデンは天気にも恵まれ、近所の海や公園でのんびりと過ごすことができリフレッシュすることが出来ました。早いもので4月入社から1カ月が経ちました。まだまだ覚えることがたくさんあり奮闘する毎日ですが、入社時の気持ちを忘れずに仕事に取り組んでいきたいです。これから暑くなってまいりますので、体調には十分気を付けてください！

発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政
武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F
★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>

社会保険労務士法人
MRパートナーズ
むさしの労政